

「もっす通信」

2023年 中村 亨「もっす」通信:NO.34号

連絡先：020-0853 盛岡市下飯岡3-22-1

TEL・FAX 019-658-0505

メールアドレス tohru.nk@gmail.com

ホームページ <http://nakamura-tohru.jp/>

中村とおる市議会議員活動報告

2023年7月発行



この議員活動報告「もっす」通信の作成や印刷等に関する経費は、政務活動費を充当させていただいております。

* 「もっす」通信をご覧いただきありがとうございます。
お困りごとや市政への要望・意見などがございましたら、お気軽にお寄せください。

新型コロナウイルス感染症は、完全収束には至っておりませんが、ポストコロナ社会に向けて歩み始めています。

今回の「もっす」通信は、6月定例会で私が一般質問した内容の一端を掲載致しました。

* 市政運営について

(1) 観光需要と広域連携

- ・観光入込客数や客層の変化についてどう捉えているのか。
- ・今後の観光需要回復や広域連携による観光推進施策の考え。

(2) 行政における生成AIの導入と課題

- ・市として生成AIを今後の事務への活用の考え。
- ・今後業務に活用する際の使用ルールの作成や条例の制定など、活用にあたっての課題。

(3) きたぎんボールパーク開場後の課題

・来場に関する交通利用者や野球場のトイレ施設などの課題について、来場者からの意見などは。

・屋内練習場でのフリーバッティング練習ができるよう、ネットとバッティングピッチャー用のL型ネットの設置の考え。

・屋内練習場への連絡通路及びトイレを土足可能にできないか。

(4) 居住支援活動事業者への補助

・居住支援活動に関する補助制度の新設への見解は。

・居住支援法人が十分な活動が出来るよう地域の支援体制の構築についての考え。

(5) インフラの老朽対策

・道路改修計画や橋梁等の補修・更新計画と必要財源をセットにしてインフラ老朽対策にあたっていくべきと考えるが、見解は。

・道路・橋梁等の現状の点検方法と新技術導入についての考え。

(6) 地域公共交通の活性化・再生化

・地域公共交通の活性化・再生化を図っていくことについての市の今後の施策の考え。

(7) 公共施設の予約と料金及び盛岡市行政DX推進計画における公共施設予約システムの構築状況

・各施設の予約受付期間の実態と会議室利用申し込みの期間、営利目的の使用に関する定義について検討する必要があるのでは。

・すべての人が平等に借りやすく、使用できる施設運営への考え。

2023年6月定例会 一般質問より

観光需要回復と広域連携について質問

1月に米ニューヨーク・タイムズ紙の「2023年行くべき52カ所」でロンドンに次ぐ当市が2番目に選ばれ、当市を訪れる幅広い客層の増加に期待が高まっています。今後の観光需要回復の観点からすると一時のブームに終わらせることなく、観光面の広域的連携も必要と考えます。盛岡広域や沿岸地域、更には東北の都市を結んでの広域観光推進策について伺います。

回答：当市が脚光を浴びたことを好機と捉え、一過性のものとして終わらせることのないように、継続した誘客活動が必要であると存じており、8月にニューヨーク市で開催される「ジャパンビレッジ夏祭り」への盛岡さんさ踊り・わんこそばの派遣や、台湾やタイへのプロモーション活動を実施する予定としているほか、9月から10月には、県と連携し、観光庁の補助事業「観光再始動」を活用して、岩手銀行赤レンガ館でのジャズカフェや盛岡城跡公園などを会場とした飲食イベント「ビストロわんこ」などを実施することとしております。

また、「盛岡・八幡平広域観光推進協議会」において、首都圏旅行会社を対象とした観光商談会、台湾や中国に影響力を持つインフルエンサーを招聘し、現地視察ツアーを実施するほか、東北6市の連携により、6市の周遊促進を図るためのデジタルスタンプラリーや東京や大阪でのプロモーション活動などを実施することとしており、東北6市や盛岡広域圏などの魅力を国内外に大いにPRしてまいりたいと存じます。



行政における生成AIの導入と課題について質問

利用者の指示に基づいて文章や画像、音声などを生成できる人工知能（AI）について、当市として、今後の行政事務にどのような活用を考慮されるのでしょうか。また、AIは、人々の暮らしに役立つとの期待感がある反面、偽情報が一瞬にして拡散しかねないリスクがあります。また、「チャットGPT」を使って、本物と見分けがつかない偽の文章や画像を簡単に作り出すことで、悪用する人がいた場合や不適切な個人情報の収集への警戒など、社会不安につながるという懸念が持たれており、当市が今後、各業務での活用を図っていくのであれば、使用ルールの作成や条例の制定などが必要と考えますが、見解を伺います。

回答：現時点では導入に向けた具体的な検討は行っていませんが、「チャットGPT」など文章や画像を自動で作成できる「生成AI」は、事業の企画立案やそれに伴う情報収集、議事録の要約など業務への活用が想定されますが、生成された文章の著作権の問題のほか、内容の正確性などの課題もあると認識しており、「生成AI」を活用する業務の例示や情報の取り扱いなど活用するための一定のルールが必要であるものと存じております。



きたぎんボールパークの屋内練習場について質問

きたぎんボールパークを利用された方からの声が届いておりますので紹介し、改善をお願いしたいと思います。一つ目は屋内練習場でフリーバッティング練習が出来るようにネットの取り付けとバッティングピッチャー用の「L」形のネットを設置して頂きたいということ、二つ目は屋内練習場への短い連絡通路とトイレを使用する際、子ども達の靴の履き替えに時間がかかりすぎるので、ぜひ履き替えをせずに土足での利用ができるようにして頂きたいという声が届いております。改善に向けての見解を伺います。



回答：屋内練習場におけるネットの設置についてですが、天井の防球ネットにつきましては、冬季前までに設置できるよう指定管理者である「盛岡南ボールパーク株式会社」と協議を進めているところであり、バッティングピッチャー用のL型ネットはオープン時から設置しておりましたので、利用についての周知に努めます。次に屋内練習場への連絡通路及びトイレにおける土足利用についてであります。当該エリアにあるキッズボルダリングを安全のために裸足で利用している子どもや更衣室利用者等の安全面・衛生面を考慮しているほか、トレーニングルームと屋内練習場2階のランニングコースとの相互利用による効果的なトレーニングを促すため、靴を履きかえることなく移動できる動線とすることとして、内履き利用を想定した床材による仕様で整備し、利用者にも内履き利用のご協力を頂いているところであります。このことから、土足利用については、現状難しいものと存じますが、屋内練習場1階の人工芝グラウンドは、野球場が利用できない場合でも、同じ人工芝の感触で練習が可能となるよう、スパイク等の土足利用も可能としておりますことから、議員ご指摘の利用法について、解決方法を探るべく、指定管理者とも相談してまいります。

居住支援活動事業者への補助の新設について質問

居住支援活動事業は、住宅確保要配慮者（※低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する者。）が住居を確保する支援を行う事業であり、県知事登録を受けた居住支援法人が活動しており、法人の多くは国土交通省の補助金を得て支援活動を行っておりますが、年々国土交通省からの補助金額が減らされ、支援を行う人員の確保など事業運営が厳しい状況となっているようです。高齢者や低所得者など、本事業を必要とされる住民の数は、今後、高まっていくと想定され、国からの補助だけでなく、当市においても支援活動に対する補助制度の新設をしていただきたいと思います。見解を伺います。



回答：市は県が設立した「岩手県居住支援協議会」に居住支援法人と共に構成員となっており、今回のご提案を受け、居住支援法人からお話を伺い、実態を把握したうえで、国土交通省の補助制度の動向や他の補助制度の活用等の調査・研究を行うよう協議会に働きかけ、その結果を踏まえ、市としても必要な補助制度を検討してまいります。

地域公共交通の活性化・再生化について質問

当市の公共交通については、民間事業者に担って頂いていることから、基本的に民間事業者が商業輸送として運行していますので、経営上からも採算性が重視され、不採算路線については減便や廃止となってきたのも現実にあります。このような地域公共交通のあり方を抜本的に改めていく必要があるのではないのでしょうか。当市も地域公共交通を地域のインフラと位置付けて、社会整備交付金の交付増を図り、国・自治体が一体となって財源をしっかりと確保することが必要と考えますが、地域公共交通の活性化・再生化を図っていくことについて、見解を伺います。



回答：今後においては、令和2年度の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わり「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されたことから、盛岡都市圏として、滝沢市と矢巾町の3市町共同により令和6年度の策定を目指し、計画策定の中で、活性化・再生化に係る具体的な施策について検討するほか、新たな国の補助制度の活用も検討してまいりたいと存じます。

公共施設の予約と料金について質問

講師の方がある地区活動センターに会議室を借りて講演会を開催したい旨、申し込みの話をしたところ、予約受付期間がサークルや町内会等の地域団体と1週間の違いがあったとのことでした。その申し込みをされた方は「市民の方々が充実した生活を送るために健全な心身を育み、人と人が結びつくコミュニケーションをすることによる活力の増進」など市民の方が望んで学びたいという気持ち、講師の知的財産でそれに応えたいとの思いのなかで、講師といえども同じ市民という立場なのに、阻害されている思いと憤りを感じたそうです。このようなケースでの申し込みの場合は、市施設の受付期間はどうなっていますか。そもそも申し込み期間に差を設けていること、営利目的（使用料3倍となる）の定義については、いささか私は疑問を感じます。すべての人が平等に借りやすく、使用できる施設運営を目指すべきと考えますが、見解を伺います。



回答：市の公共施設の予約受付期間を定めていない施設はあるものの、地区活動センターについては、町内会・自治会や福祉推進会等の地域団体や利用サークル申請を行った団体が利用する場合は、1か月前から予約を受け付け、個人や営利団体が利用する場合は、3週間前から受け付けています。地区活動センターは、住民の集会、レクリエーション等のコミュニティ活動の施設として設置していることから、予約受付期間を個人や営利団体よりも早めているものであります。営利目的の判断は、営利又は宣伝を目的とした催し等に使用し、企業等の団体又は個人が使用者となる場合は使用料を徴収することとしております。平等に使用できる施設運営につきましても、設置目的を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設運営となるよう引き続き管理運営に努めてまいります。